

東剣連発第197号
令和5年8月23日

理事
監事 殿
団体会長

一般財団法人東京都剣道連盟
会長 千葉胤道
(公印省略)

9月からのマスクの着用について

標記の件、8月21日開催の常任理事会の結果、9月の東剣連主催の事業より、マスク等の着用を下記のとおり変更することになりました。

つきましては、以下のとおり参加者にご周知をお願い致します。

記

1. 大会選手等・審査会受審者面装着時

「シールドを着用し、面マスク等は個人の判断に委ねる」



「面マスクまたはシールドを着用する」

2. 大会役員・係員

「当面の間、着用する。」



「個人の判断に委ねる」

3. 大会審判員

「当面の間、着用する。」



「審判時はマスクをはずし、それ以外は個人の判断に委ねる」

4. 審査会役員・審査員・係員

「当面の間、着用する。」



「審査会場内ではマスクを着用する」

以上